○直轄事業

国の直轄事業は、全国的な見地から真に必要とされる事業に限定し、それ以外は地方自治体に移管すべきである。同時に国の出先機関改革とあわせて直轄事業の対象範囲の思い切った縮減を図るべきである。直轄事業の計画・実施に際しては、地方自治体が関与できるよう、早急に関係する地方自治体との事前協議制を法制化すべきである。

直轄事業負担金制度は、貴重な地方自治体の財源を国の事業に振り向けさせるものであり、地方自治体の財政運営の自由を損なっている。維持管理費負担金は全廃されたが、残された建設費負担金についても検討し、平成25年度までに結論を得るべきである。

⑷　財政規律の確保

○地方自治体の財政健全化

地域主権改革により自己決定の範囲が広がっており、地方自治体には、より一層規律ある財政運営が求められる。住民に対して、財政運営に関する十分な説明責任を果たすことにより、住民や議会が適切にチェックを行うことができるようにすることが重要になる。

地方公共団体財政健全化法はすべての地方自治体に財政指標の作成と公表を義務付けているが、それによって住民が財政の健全度を判断できるものとする必要がある。公表の際は、他団体を含め、より一層、住民に分かりやすい説明とすべく不断に努めなければならない。

○地方自治体から国等への寄附禁止規定の見直しへの対応

第２次一括法による地方公共団体財政健全化法の改正により、地方自治体の国、独立行政法人、国立大学法人等への寄附金等の支出については地方自治体の自主的な判断に委ねることとなった。国等は、国と地方の財政秩序を乱すことがないよう、本来自ら負担すべき経費について、地方自治体に寄附金等を求めるようなことがあってはならない。

地方自治体は、国等に対して寄附金等を支出するに当たっては、その必要性を慎重に検討するとともに、住民や議会が十分チェックしていくことが必要である。

第二　平成24年度の地方税財政への対応

１　東日本大震災の復旧・復興財源の確保

被災地においては、今後、地域の復旧・復興のための事業が本格化していくこととなる。被災自治体が復旧・復興事業を円滑に実施することができるように万全を期すべきであり、事業の実施に必要な財源は適切に措置されなければならない。

第３次補正予算において復旧・復興事業に係る地方負担分の全額を措置する震災復興特別交付税が創設されたが、平成24年度も、復旧・復興事業に係る地方負担が新たに生じる場合は、震災復興特別交付税の別枠での増額を行い、被災自治体の復旧・復興のための財源を確実に確保するべきである。

２　地方交付税等の一般財源総額の確保

地方財政が非常に厳しい中にあって、地方自治体は、医療や介護などの社会保障関係経費の自然増に対応していくとともに、地域をとりまく様々な危機から住民生活を守り、地域を再生させるために必要な施策を着実に実施することが求められる。地方自治体の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源総額の適切な確保が不可欠である。

来年度も、地方財政には巨額の財源不足が生じることが想定されており、地方交付税法第６条の３第２項に規定する地方交付税の法定率の引上げに踏み切るべきである。特に、三位一体改革により所得税から住民税に税源移譲した際に失われた１兆円の復元を図るべきである。

３　一括交付金化の着実な推進

平成23年度から設けられた地域自主戦略交付金については、地方の意見を踏まえながら、都道府県分のメニュー拡大及び増額、市町村分への導入など、より一層の拡充を図り、その自由度を高めていく必要がある。

拡充に当たっては、地方自治体の事業執行に支障が生じないよう地域自主戦略交付金の総額を確実に確保するとともに、国の関与をできる限り縮小するため、条件不利地域や継続事業に配慮しつつ、客観的指標による配分を拡大すべきである。

４　原則に従った子どもに対する手当に

本来、地方に裁量の余地のない画一的な現金給付は国が、地域の実情に応じて実施するサービス給付は地方が担うという役割分担を原則とすべきであり、子どもに対する手当については、この原則を踏まえた国と地方の負担割合とすべきである。

一方、年少扶養控除等の見直しによる地方増収分は、「控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設と一体的に実施された税制改正によるものであり、最終的に子どもに対する手当の財源に活用することが求められている。原則を踏み外さないよう、サービス給付に対する国庫補助負担金を一般財源化に振り向けるなど、地方の自由度を高める方向で国費と調整すべきである。

５　地方債資金の確保

地方債資金については、地方自治体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、一般市町村を中心に、所要の公的資金を確保すべきである。

特に、財政力の弱い地方自治体が円滑に資金調達できるよう、地方自治体の共同資金調達機関である地方公共団体金融機構の財務基盤の充実及び貸付規模の確保を図るべきである。

一方で、資金調達は地方自治体が自らの権限と責任ですべきであるという観点から、都道府県や政令指定都市は全国型市場公募地方債、一般市町村は住民参加型市場公募地方債をそれぞれ積極的に活用するなど、民間からの資金調達を充実することも求められる。

公的資金補償金免除繰上償還については、平成24年度においても確実に実施し、高金利の公債費負担の軽減を図る必要がある。

６　宝くじの活性化

宝くじの収益金は地方自治体の貴重な自主財源として、様々な公益事業に活用されている。しかし、近年、宝くじの売上は減少の一途をたどっていることから、その売上の回復が喫緊の課題となっている。

宝くじを取り巻く環境変化に対応して、インターネット販売の早期導入、委託業務の競争性・効率性の確保、宝くじの魅力の向上等の改革に取り組み、消費者の利便性の向上、宝くじ運営の効率化を図る必要がある。また、このため、宝くじの電磁的記録化、当せん金最高倍率の引上げ等の法律改正を行うべきである。

７　地方公営企業等の改革

⑴　地方公営企業、地方公社及び第三セクターの改革

地方公営企業、地方公社及び第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。これらが、将来にわたり十分に役割を果たしていくためには、経営の健全化にも取り組んでいかなければならない。第三セクター等改革推進債の活用も視野に入れて、存廃を含めた抜本改革に集中的に取組み、一層の経営健全化、将来的な財政負担の明確化及びその計画的な削減に努めるべきである。

病院事業については、「公立病院改革ガイドライン」を踏まえて策定された「改革プラン」に基づく公立病院改革を推進するとともに、医師不足が深刻化するなど厳しい経営環境の下で、地域医療を確保する観点から、引き続き所要の地方財政措置を講じるべきである。

⑵　地方公営企業の会計制度の改革

新地方公営企業会計制度は、経営の透明性が向上することにより、住民や議会のチェックが働きやすいものであることから、円滑な導入に向けた支援を充実させるべきである。

経営成績及び財政状況の明確化並びに弾力的な企業経営等を図るため、新地方公営企業会計制度による財務規定等の適用範囲の拡大についても検討すべきである。

８　地方自治体における自主的な給与の決定

地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則や人事委員会勧告等を踏まえ、それぞれの地方自治体が議会で十分議論の上、条例で定めるものである。国家公務員の給与について人事院勧告には基づかない特例措置としての臨時的引下げが行われる場合でも、同様の引下げを地方自治体に対して要請したり、地方交付税の減額により強制したりするようなことがあってはならない。

引き続き、各地方自治体が住民の理解と納得が得られるよう、情報公開を徹底しながら、適切に給与を決定していくべきである。